

## 税務トピックス

税制改正 少額減価償却資産の特例について



Dental



Medical

P1

## 税務トピックス

税制改正  
2026年10月からのインボイス制度の改正について



Dental



Medical

P2

## 税務トピックス

税制改正 暗号資産課税の改正について



Dental



Medical

P3

## 医療トピックス

「東京都生産性向上・職場環境等整備支援事業補助金」  
について



Dental



Medical

P4

## Q&A

歯科医院・クリニックで行う講習会の謝礼と源泉徴収



Dental



Medical

P5

## Q&A

歯科衛生士の給与の分布について（2025年最新版）



Dental



Medical

P6

## 医療トピックス

ベースアップ評価料 2026年の変更点



Dental



Medical

P7

少額減価償却資産の特例とは

少額減価償却資産の特例とは、中小企業者等が取得価額一定額未満の減価償却資産を取得し、事業の用に供した場合に、その取得価額を取得した事業年度に全額即時償却できる制度です。通常は数年に分けて減価償却を行う資産であっても、本特例を利用することで、取得年度に一括して損金（個人事業主の場合は必要経費）に算入することができます。

現行制度の内容(令和8年3月31日まで)

現行制度では、以下の要件を満たす場合に特例の適用を受けることができます。

- ・青色申告を行っている中小企業者等であること
- ・取得価額が30万円未満の減価償却資産であること
- ・事業年度内に取得し、事業の用に供していること
- ・年間の取得価額合計が300万円以内であること



対象となる資産には、器具備品や機械装置のほか、ソフトウェアなどの無形固定資産も含まれます。

2026年度税制改正のポイント

2026年度税制改正では、この少額減価償却資産の特例について、次の見直しが予定されています。

最も大きな変更点は、即時償却の対象となる取得価額の基準が、現行の1点あたり「30万円未満」から「40万円未満」へ引き上げられる点です。

項目	改正前(～2026年3月31日まで)	改正後(2026年4月1日～)
取得価額	30万円未満	40万円未満

**事業年度に関係なく、2026年4月1日以降は新制度へ切り替わる見込みです。**

そのため、2026年3月31日以前については、現行制度の30万円で判定される見込みなので、注意が必要です。

これにより、これまで特例の対象外となっていた30万円以上40万円未満の資産についても、一定の要件のもとで一括費用処理が可能となる見込みです。

なお、年間300万円までという取得価額の合計上限については、現行どおり維持される予定です。

税抜・税込で結果が変わる

例) 1台407,000円(税込)の場合

経理方式	判定金額	40万円未満	特例の適用
税抜経理	370,000	○	適用可
税込経理	407,000	×	適用不可

→経理処理により40万円の判定が変わる

ポイント

医療機関では、パソコン、レセプト関連機器、医療用ソフトウェアなど、30万円超40万円未満の資産を取得するケースも少なくありません。

今回の改正により、こうした資産についても即時償却が可能となることで、投資設備の判断がしやすくなると考えられます。

注意点

①改正後の制度は令和8年4月1日以後に取得した資産から適用される。

取得時期によって 適用基準が異なる点。

②少額減価償却資産の特例を適用した資産は、償却資産税の申告対象となる点。



2023年10月から始まったインボイス制度は、**2026年10月から内容が一部見直されます。** 今回の見直しは、急な負担増を避けるための緩和措置の延長が中心であり、医療機関にとっても一定の影響があります。制度変更のポイントと、医療機関として意識しておきたい点を、分かりやすくご紹介します。

制度の主な改正点

免税事業者（インボイス未登録）からの仕入れについて、これまで認められていた仕入税額控除の割合が、2026年10月以降、段階的に引き下げられます。ただし、いきなり大きく負担が増えるのではなく、数年かけて徐々に控除割合が下がる仕組みとなります。

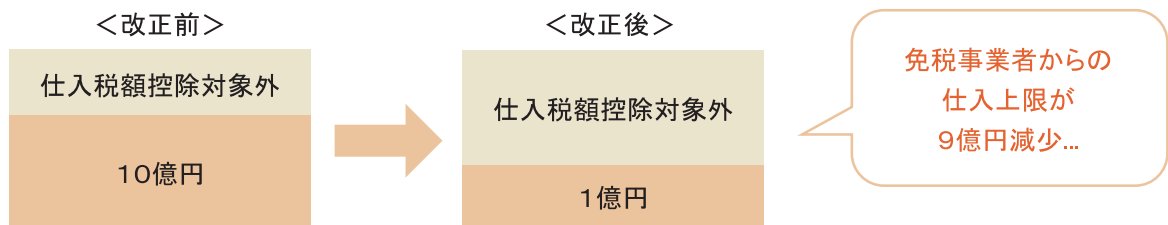
改正前		改正後	
2023年10月～2026年9月	80%控除	2023年10月～2026年9月	80%控除
2026年10月～2028年9月	50%控除	2026年10月～2028年9月	70%控除
2028年10月～2030年9月		2028年10月～2030年9月	50%控除
2029年10月～	控除不可(0%)	2030年10月～2031年9月	30%控除(新設)
		2031年10月～	控除不可(0%)

50%控除から  
70%控除へ  
緩和！

※改正後は、控除が完全になくなる時期が約2年後ろ倒しされ、負担増が緩やかになります。

仕入額の上限に注意

免税事業者からの仕入れについては、2026年10月から1事業者あたり年間1億円まで(現行は10億円)という上限が設けられます。1億円を超える部分については、経過措置による控除が認められません。免税事業者の外部委託(検査、清掃、設備管理等)が多い歯科医院・クリニックでは、支払額の確認が重要になります。



個人事業主の方への特例

これまでの2割特例は2026年9月で終了します。代わりに、2027年および2028年の2年間に限り、個人事業主としてインボイス登録している歯科医院・クリニックについては、売上にかかる消費税の3割を納税すれば良い「3割特例」が設けられます。なお、法人(医療法人およびMS法人を含む)はこの特例の対象外です。

2026年10月から制度は段階的に変わりますが、直ちに大きな影響が出るわけではありません。一方で、将来的には確実に負担が増えていくため、免税事業者との取引状況の把握や契約内容の見直しなど、早めの準備が重要です。長期的な経営戦略の再構築する期間としてご活用ください。ご不明な点がある場合は、お気軽に弊法人担当者へご相談ください。



2026年度税制改正大綱にて、暗号資産取引に申告分離課税が導入され、損失の繰越控除も可能となりました。一方で、分離課税の対象範囲は限定され、税務当局への報告体制は一層強化されています。暗号資産を保有・取引している個人にとって、**過去最大級の制度変更**となります。今回は、暗号資産課税における制度改正のポイントをお伝えいたします。（2026年4月2日時点）

改正のポイントまとめ

改正後の制度が開始されるのは、2028年1月1日以降の取引からとなります。



■ 暗号資産課税変更点

	改正前	改正後
所得の種類	雑所得	譲渡所得(一部雑所得)
課税方式	総合課税	申告分離課税
所得税(復興特別所得税は除く)	10%~45%	15%
住民税	10%	5%
損失の取り扱い	繰越不可	翌年以降3年間の繰越控除が可能
対象事業者	制限なし	国内登録事業者

制度改正における注意点！

① 申告分離課税の対象取引について

税制改正により暗号資産は申告分離課税の対象とされましたが、**分離課税が適用されるのは、国内の金融商品取引業者等を通じて行われる「特定暗号資産」の取引に限られます。**

海外取引所やDEX（分散型取引所）での取引など、要件を満たさないものについては、改正後も引き続き雑所得として総合課税が適用される点に注意が必要です。

② 繰越控除の対象取引について

申告分離課税の対象となる「特定暗号資産」の取引で生じた損失については、**翌年以降3年間にわたり繰越控除が可能とされています。**一方、**分離課税の対象外となる暗号資産取引の損失は、引き続き繰越控除の対象とはならず、他の所得との損益通算もできません。**

③ 税務当局による取引把握の強化

今後は、国内外の取引情報が税務当局に共有される仕組みの導入が予定されており、申告内容と実態との整合性がこれまで以上に求められる点に留意が必要です。

所得水準が低い方や、他に大きな所得がない方の場合、総合課税の低い税率帯が適用されることで、結果的に**分離課税より税負担が軽くなるケース**もあり得ます。

暗号資産の課税については、制度だけで一律に判断するのではなく、**自身の所得状況を踏まえた検討が重要**となります。既に暗号資産を持っている方、これから予定をしている方は**弊社担当者までご連絡**ください。



医療現場では、人材確保や業務の効率化、職員の働きやすい環境づくりがますます重要になっています。こうした課題への取り組みを後押しするため、東京都では、医療機関を対象とした補助金制度を実施しています。

こうした制度を上手に活用しながら、スタッフ一人ひとりが安心して働ける、より良い職場環境づくりを進めていきましょう。

### 「東京都生産性向上・職場環境等整備支援事業補助金」とは

この補助金は、スタッフの働きやすさの向上や業務を効率良く行うための職場環境整備を目的とし、その取り組みに要する経費に相当する金額を給付するものです。例えば、業務効率化を図るためのタブレット端末の購入や、スタッフの賃金改善を目的とした賃上げなどを行うために活用できる補助金です。対象となる医療機関は、2025年3月31日時点でベースアップ評価料を届け出ている病院、有床診療所、無床診療所および訪問介護ステーションです。

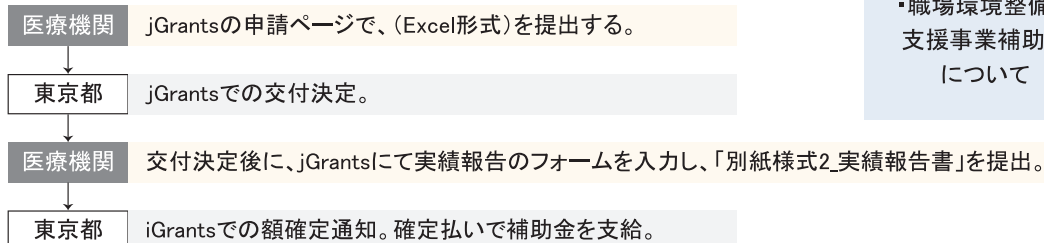
### 支給要件

2025年4月1日から2026年3月31日までの間に、業務効率化やスタッフの処遇改善につながる取り組みを行った場合、その内容に応じた、経費に相当する給付金が支給されます。

- ① ICT機器等の導入による業務効率化
- ② タスクシフト／シェアによる業務効率化
- ③ 給付金を活用した更なる賃上げ

### 申請のながれ(jGrantsの場合)

#### A. 交付申請時に上記①～③に対する支払額が確定している場合…(1)



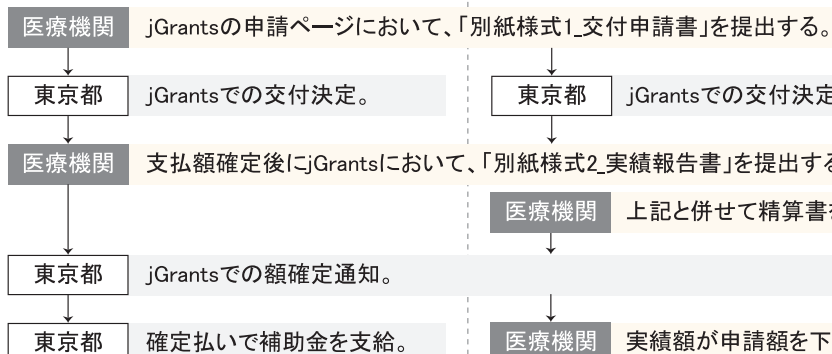
東京都生産性向上  
・職場環境整備等  
支援事業補助金  
について



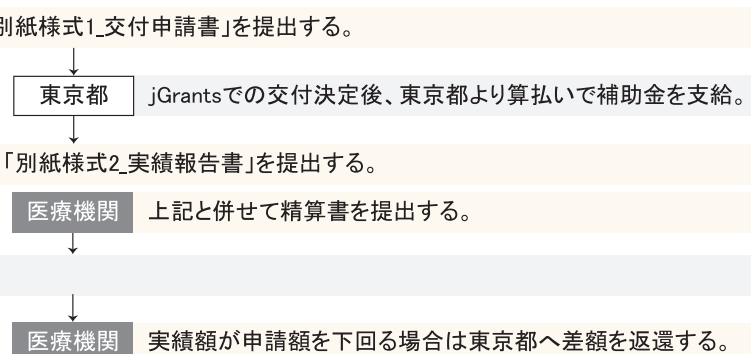
#### B. 交付申請時に申請事業に対する支払額が確定していない場合

※「(3)概算払い」で申請をした場合、補助金支給後に実際にかかった経費を実績報告書にて提出します。  
また、申請した金額より実際の経費の金額が下回った場合には、精算書の提出と差額の返還が必要です。

##### (2)確定払い



##### (3)概算払い



今回の補助金は、ベースアップ評価料を届け出ていることが要件となっている支援制度の一つです。

この他にも、ベースアップ評価料の届出を要件とする支援金や補助金を用意されています。職員の賃金改善や働きやすい職場環境づくりのためにも、こうした制度の活用をご検討ください。

## 歯科医院・クリニックで行う講習会の謝礼と源泉徴収

**Q** 今度、外部から講師を招いて新しく購入した設備の使い方や効果などの勉強会を開催します。参加者は院長の他、当クリニックのスタッフです。講師謝礼は先方から提示されている金額を準備する予定ですが、事前に準備しておくことや注意すべき点等ありますか。

**A** 歯科医院・クリニックで行う勉強会や講習時の講師謝礼は講師の方が個人として受けたのか、どちらかの団体に所属しており、そこから派遣されているのかで扱いが異なります。

### ■個人や個人事業主、フリーランスで活動している講師へ支払う場合

講師謝礼金を支払う際には源泉徴収税額を計算する必要があります。計算された源泉徴収税額は給与所得税同様、税務署へ納付します。

※報酬の源泉納付は納期の特例の対象外となっていますので、支払月の翌月10日が納付期限となります。



源泉徴収すべき所得税額および復興特別所得税の額は、支払金額(源泉徴収の対象となる金額)により次のようになります。

支払金額(=A)	税額
100万円以下	$A \times 10.21\%$
100万円超	$(A - 100\text{万円}) \times 20.42\% + 102,100\text{円}$

(注) 求めた税額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てます。

出典 国税庁

### 【具体例】

#### ① 50,000円の講師謝礼を支払う場合

源泉徴収税額  $50,000\text{円} \times 10.21\% = 5,105\text{円}$  … 税務署への納付額  
講師の手取額  $50,000\text{円} - 5,105\text{円} = 44,895\text{円}$

#### ② 150万円の原稿料を支払う場合

源泉徴収税額  $(150\text{万円} - 100\text{万円}) \times 20.42\% + 102,100\text{円} = 204,200\text{円}$  … 税務署への納付額  
講師の手取額  $150\text{万円} - 204,200\text{円} = 1,295,800\text{円}$

交通費や宿泊費は、原則として講師の方の収入となるため、謝礼に含めて源泉徴収を行います。ただし、クリニックが通常必要と認められる範囲で交通費や宿泊費を直接支払った場合や、領収書に基づき実費精算を行った場合は、講師の方の収入には含まれず、医院の経費として扱います。

### ■講師が所属する団体(医師会や設備の販売企業等)へ支払う場合

支払先が法人になる場合、源泉徴収は不要です。



### まとめ

- 個人の講師を依頼する際には、講師料のほか、御礼やお車代などをお支払いする場合があります。これらが実費であることを確認できない場合、報酬の一部として扱われ、源泉徴収の対象となります。そのため、講師料や交通費の内訳が分かる請求書や見積書を、事前にご用意いただくよう依頼しましょう。また、交通費等については領収書を必ず受け取るようにしてください。
- 講師から支払調書の交付を求められた場合は、作成してお渡する必要があります。支払調書の様式は国税庁のホームページに掲載されていますので、参考にしてください。

## 歯科衛生士の給与の分布について（2025年最新版）

Q

新しく歯科衛生士を採用しようと考えております。現在の歯科衛生士の給与の相場はどのくらいなのでしょう。

A

多くの歯科医院様より、歯科衛生士の採用が難しいというお声を絶えず頂戴しております。歯科衛生士の給与水準は近年上昇傾向にあり、2025年においてもその流れは継続しています。求人市場では、基本給27万円～30万円をスタートラインとする歯科医院が一般的となり、都市部を中心に月給30万円以上の求人が全体の4割前後を占める状況です。

### ■ 2025年の歯科衛生士の平均給与

2026年3月に厚生労働省より公表された「令和7年（2025年）賃金構造基本統計調査」によると、全国の歯科衛生士（一般労働者・事業所規模10人～99人）の平均年収は約400万円前半となり、2024年と比べて約20万円前後の増加が確認されました。月額所定内給与は前年比2～3%程度上昇しており、特に経験10年以上の中堅・ベテラン層で賃上げの動きが目立っています。

### ■ 歯科衛生士の給与の分布（令和7年賃金構造基本統計調査より）

歯科衛生士 給与分布(年代別)

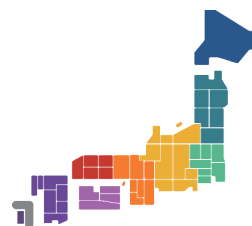
歯科衛生士	年代別年収			月額所定内給与		
	2025年度	2024年度	差異	2025年度	2024年度	差異
20～24歳	3,415,900	3,860,400	-444,500	265,800	289,600	-23,800
25～29歳	3,924,900	4,037,700	-112,800	287,800	307,700	-19,900
30～34歳	4,043,500	4,370,700	-327,200	298,400	329,200	-30,800
35～39歳	4,252,000	3,795,900	456,100	302,100	282,800	19,300
40～44歳	3,698,900	3,991,500	-292,600	284,300	292,600	-8,300
45～49歳	4,530,800	4,049,900	480,900	332,900	293,200	39,700
50～54歳	4,239,800	3,791,900	447,900	319,300	284,700	34,600
55～59歳	4,176,300	4,359,100	-182,800	322,300	320,900	1,400
60～64歳	4,525,400	3,004,000	1,521,400	322,600	236,800	85,800
65～69歳	5,021,600	4,225,000	796,600	401,800	300,000	101,800
平均	4,182,910	3,948,610	234,300	313,730	293,750	19,980

令和7年(2025年)賃金構造基本統計調査

歯科衛生士 給与分布(都道府県別)

都道府県	月給	賞与	年収
東京都	375,000	258,100	4,758,100
神奈川県	333,700	483,900	4,488,300
埼玉県	246,500	324,900	3,282,900
千葉県	284,100	276,000	3,685,200
茨城県	350,900	366,300	4,577,100

令和7年(2025年)賃金構造基本統計調査



年齢別では65～69歳で年収が高く、2025年は賞与増額によって年収を引き上げる傾向が明確となりました。全体として、給与の底上げが進む一方、地域差や経験年数による差は引き続き存在しています。

### ■ 歯科衛生士の求人について

2025年3月の歯科衛生士学校・養成校卒業生に対する求人倍率は約23.7倍と、前年からわずかに増加しております。2025年卒の大卒求人倍率がおおよそ1.7倍程度であることを考えると、引き続き完全な売り手市場と言える状況です。

求職者はじっくりと求人を選ぶことが可能なため、給与や社会保険などの目に見える待遇に加え、働きがいや働きやすさといった点にも注目し、求人サイトや歯科医院のWebサイトを確認しています。近年では、求人用サイトの拡充に取り組む歯科医院・クリニックもあります。ぜひ一度Webサイトを見直してみてもはいかがでしょうか。

ベースアップ評価料って何ですか？

ベースアップ評価料とは、医療従事者の給与を安定的に引き上げる（ベースアップする）ことを目的に、診療報酬で医療機関を評価・支援する制度です。2024年度の診療報酬改定で新設されました。医療機関での人手不足や賃金が上がりがづらいうこと、他の業界への流出といった課題への対策として作られました。医師・歯科医師を除く、医療スタッフが対象となります。

2026年変更点は？

①点数が大幅アップ

初診・再診などの基本的な診療に上乘せされる点数が増え、賃上げの原資を確保しやすくなりました。

2027年にはさらに増える予定となり、継続的に賃上げを行う医療機関がより優遇される仕組みです。

例

初診料:10点 → 21点

再診料:2点 → 4点

②対象職種が広がった

これまでは医療職中心でしたが、受付・事務スタッフなど、医療機関で働く全職員が対象となりました。

③税制(賃上げ促進税制)と連動

2026年の税制改正により、給与増加分の最大45%を法人税から控除できる制度が強化されました。診療報酬と税制の対象が一致したことで、診療報酬で原資を確保し、税制で負担を軽減するという二重の支援が受けられます。



ベースアップ評価料の届け出期限

2026年5月末までに提出

- ・ベースアップ評価料は2026年6月1日から算定開始
- ・診療報酬の届出は施行月の前月末が締切

医療機関が準備すべき書類

- ・賃金改善計画書
- ・賃金規程（改定後）
- ・給与台帳（賃上げの証跡）
- ・届出様式（地域の審査機関指定のもの）



各種届出の提出につきましては、各自治体の厚生局にご確認の上、ご提出ください。給与の単価計算等ご不明な点がありましたら、弊法人担当者までご相談ください。

日本クreas税理士法人 医療事業部

WEB版 CLIENT  
閲覧パスワード  
creas



CLIENT 403 号

発行日：2026年5月5日

発行元：日本クreas税理士法人 医療事業部

URL：https://creas-med.com

お問い合わせ先：電話 03-3593-3237 FAX 03-3593-3245

日本クreas税理士法人 医療事業部 東京本社  
〒100-6033 東京都千代田区霞が関3丁目2番5号 霞が関ビルディング 33階  
電話（代表）：03-3593-3235 FAX：03-3593-3246

その他

東京中野本部、千葉本部、高崎本部、富山本部、高岡本部、大阪本部、北大阪本部、神戸三宮本部、福山本部、宮崎本部

グループ企業

日本クreas税理士法人 | 日本クreas社会保険労務士法人 | 日本クreas弁護士法人  
日本クreas行政書士法人 | 株式会社コーポレート・アドバイザーズ・アカウンティング  
株式会社コーポレート・アドバイザーズ M&A | 株式会社日本クreas財産サポート  
株式会社日本クreas BPO サポート

@j\_creas



@j\_creas\_

